

新座市立地適正化計画、新座市地域公共交通計画及び新座市公共施設再配置計画策定業務の 公募に係る質問回答書

令和6年1月24日

1. 実施要領（提出書類、プレゼンテーション等）に関する質問

| No. | 該当箇所 | 質 問 | 回答欄 |
|-----|-----------------|---|--|
| 1 | 実施要領 4-(2)-ウ | 業務実施体制について、1人の技術者が、3計画間で管理・照査・担当技術者のいずれかを兼ねることは可能ですか。 | 一つの計画策定事務の中で、同一の者が管理、照査または担当技術者を兼ねることは不可としておりますが、本件プロポーザルの趣旨として、三つの計画の整合及び連携を重視していることから、同一の者が複数の計画策定業務における技術者として従事することは可とします。ただし、当該技術者がそれぞれの計画策定業務について十分に注力できるよう配慮を求めます。 |
| 2 | 実施要領 5-(3)-オ | 業務実施体制表（様式第5-1号～第5-3号）の予定業務従事者欄にある「その他の業務担当者」は、どのような場合に該当しますか。 | 予備的に設けた枠ですので、特に記載すべき者がいない場合は空欄で結構です。その上で担当技術者の枠が不足する場合は、「その他の業務担当者」の表記を削除のうえ、担当技術者の枠として使用いただいても差し支えありません。 |
| 3 | 実施要領 5-(3)-カ | 配置予定技術者調書（様式第6-1号～第6-3号）について、担当技術者全員分の作成が必要ですか。 | 配置予定技術者調書は、それぞれの計画ごとに、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の全員分について作成してください。 |
| 4 | 実施要領 5-(3)-カ | 配置予定技術者調書（様式第6-1号～第6-3号）について、②現在の担当業務の記載基準日についてご教示ください。 | 当該調書の提出日を基準としますが、今後（主に令和6年4月1日以降）新たに担当する見込みの業務がある場合は、そちらも記載してください。記入欄が不足する場合は、表に行を追加したり、行の高さを変更して御対応ください（1枚に収まらなくても構いません）。 |
| 5 | 実施要領 5-(3)-カ | 現地での調査など、業務の一部を協力企業と連携して実施することが想定されますが、この場合も配置予定技術者調書（様式第6-1号～第6-3号）の作成は必要となりますか。 | 配置予定技術者調書の作成につきましては、業務実施体制表（様式第5-1号～第5-3号）の予定業務従事者欄に記載いただく管理技術者、照査技術者及び担当技術者についてのみで結構です。 |

| | | | |
|----|-----------------|--|---|
| 6 | 実施要領 7-(3)-ア | 企画提案書のページ数について、本編10ページ以内とありますが、3計画の合計で10ページという認識でよいですか。 | それぞれの計画について、個別に10ページ以内とします。 |
| 7 | 実施要領 7-(3)-ア | 企画提案書の印刷方法について、両面印刷で10ページ以内、もしくは片面印刷で10ページ以内、どちらの印刷方法となりますか。 | 印刷の片面・両面は問いませんが、10ページ以内（両面印刷の場合は5枚以内）で作成してください。 |
| 8 | 実施要領 7-(3)-ア | 企画提案書の様式について、A3サイズを使用する場合は、2ページ分とカウントされるという理解でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 実施要領 7-(3)-ア | 委託費用内訳書の様式について、市ホームページに様式が掲載されていませんが、任意の様式で作成してよいですか。 | 委託費用内訳書の形式は任意とします。ただし、実施要領にあるとおり、仕様書に基づき各業務の内訳が明確に分かるよう記載をお願いします。 |
| 10 | 実施要領 7-(4) | 企画提案書及び電子データの提出部数について、提案書正本1部、提案書副本3部、提案書電子データ一式と記載がありますが、各計画それぞれに分けての提出となりますか。 | それぞれの計画ごとに、様式第8-1号～第8-3号に定める企画提案書表紙を使用して、正本1部・副本3部（3計画合計で12部）を御提出ください。電子データは3計画分をまとめたものを1部（1枚）で結構です。 |
| 11 | 実施要領 8-(2) | 企画提案内容に基づいてプレゼンテーション用にPPT等でデータ作成を行い、プレゼンテーションの際に投影・配布しても問題はないですか。 | 企画提案書の記載と同一の内容であれば、投影用のスライドデータを別に作成し、プレゼンテーションに用いることは可とします。また、スライドの一覧を印刷しただけのものであれば、参考資料として配布することも可とします。 |
| 12 | 実施要領 8-(2) | プレゼンテーションは、提案者単位でスケジュールされ、連続して三つの計画を説明し、質疑を受ける形式ですか。それとも、計画単位でスケジュールされ、提案者が順番に説明・質疑を行う形式ですか。 | プレゼンテーションは、事務局が提案者ごとに日程及び時間帯を指定した上で、三つの計画について連続して説明及び質疑を行っていただきます。持ち時間は、それぞれの計画ごとに説明は最長20分、質疑は最長10分です。 なお、恐縮ですが控室等の用意はありませんので、指定の開始時刻に会場（市役所本庁舎内を予定）へ到着するよう御配慮をお願いいたします。 |

| | | | |
|----|---------------|---|--|
| 13 | 実施要領 8-(2) | プレゼンテーションの際、会場に入ることができる人数の制限はありますか（1計画あたり〇名など）。 | 説明員席として3人掛けの机を2台用意しますので、一つの計画につき、説明及び質疑に対する回答を行うことのできる人数は6名以内とします。また、計画ごとに説明員の入れ替えを行うことは可とします。 なお、会場としてはおおむね50席規模の会議室を使用しますが、控室等の用意がないため、そのとき説明及び質疑に参加しない者（他計画の説明員等）について、会場後方の空き席で待機することは可とします。 |
| 14 | 実施要領 8-(2) | プレゼンテーションで使用する機材（スクリーン、プロジェクター、ケーブル）について、貴市所有のものを使用させていただくことはできますか。 | 可とします。提供可能な機材は以下のとおりです。 スクリーン：KPR-100（KIC製） プロジェクター：EB-950W（エプソン製） ※HDMI以外の形式で接続を希望される場合は、ケーブルを御持参ください。 |

2. 立地適正化計画策定業務に関する質問

| No. | 該当箇所 | 質問 | 回答欄 |
|-----|------------------------|--|---|
| 15 | 仕様書 5-(9) | 住民説明会の運営支援について、「3回程度を予定」というのは、3箇所程度で各1日1回という認識でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 仕様書 5-(9) | オープンハウスの運営支援について、「1回を予定」というのは、1日1回という認識でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 17 | 仕様書 5-(11) | 市議会に対する意見照会に関する対応支援について、対象となる会議は一般議会もしくは全員協議会のどちらになりますか。 | 市議会に対する意見照会については、文書での照会を予定しており、会議の議題として諮ることは想定しておりません。照会文書に添付する資料の作成や、提出された意見への対応について御支援いただく形になります。 |
| 18 | 仕様書 5-(15)-ア 及びイ | 庁内検討委員会及び（仮称）立地適正化計画策定検討委員会について、年度別に想定している会議開催数がありましたら御教示ください。 | 実際の開催時期は確定していませんが、委託費用内訳書においては令和6年度に3回、令和7年度に4回開催する想定で作成をお願いします。 |
| 19 | 仕様書 5-(15)-ウ | 都市計画審議会について、年度別に想定している会議開催数がありましたら御教示ください。 | 実際の開催時期や開催回数は確定していませんが、委託費用内訳書においては令和7年度に3回程度開催する想定で作成をお願いします。 |

3. 地域公共交通計画策定業務に関する質問

| No. | 該当箇所 | 質問 | 回答欄 |
|-----|----------------|--|--|
| 20 | 仕様書 5-(3)-ケ | 地域公共交通会議及び庁内検討会議の開催回数を御教示ください。 | それぞれ年2～3回の開催を予定しています。なお、庁内検討会議は、地域公共交通会議に諮る内容を審議する場とする予定としており、設置の有無も含めて現在検討中ですが、提案に当たっては開催を前提とした内容としてください。 |
| 21 | 仕様書 5-(3)-ケ | 新座市地域公共交通計画で法定協議会（地域交通法）の設置を想定した場合、新座市地域公共交通会議との関係性はどのように想定すればよろしいでしょうか。 | 新座市地域公共交通会議は、現在の「道路運送法」に基づく地域公共交通会議に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会の機能を追加するような形で条例改正を行ったところです。 |

4. 公共施設再配置計画策定業務に関する質問

| No. | 該当箇所 | 質問 | 回答欄 |
|-----|------------------------------------|--|--|
| 22 | 仕様書 5. 業務内容 【令和6年度】 (3)-ア | 「対象施設の管理状況及び立地特性等について、市で分析した内容等の資料（財政状況含む）を基に現状と課題について整理する」とありますが、「市で分析した内容等の資料」は、どのような内容ですか。また、企画提案書の作成にあたり、この資料を御提供いただくことは可能ですか。 | 資料については、これまでに市が策定した「公共施設等総合管理計画」、「公共施設個別施設計画」、「学校施設長寿命化計画」等の公共施設に係る計画や、「都市計画マスタープラン」等のまちづくりに係る計画（及び当該計画策定の際に要した資料等）を想定しています。 計画本文については、いずれも市ホームページに掲載しています。計画策定の際に要した資料等については、必要に応じて業務開始後に提供するものとします。 |
| 23 | 仕様書 5. 業務内容 【令和6年度】 (7) | 庁内会議について、構成員はどのような役職の方で、何名程度を想定されていますか。また、外部有識者等により組織される策定委員会について、何名程度を想定されていますか。 | 庁内会議については、各施設所管課の課長等10～15名程度を想定しています。外部有識者等の会議体については、現時点で構成は未定であり、業務を進める中で、必要な規模・人員を検討していきたいと考えています。 |
| 24 | 仕様書 5. 業務内容 【令和6年度】 (8) | 市ホームページ等への掲載は、何回程度を想定されていますか。 | 市ホームページへの掲載は、公共施設再配置計画の策定を進めている旨が分かるようなページを作成し、そこに随時情報を掲載していく形を想定していますので、具体的な回数の想定はありません。 |

| | | | |
|----|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| 25 | 仕様書 5. 業務内容 【令和7年度】 (3) | 市民説明会の開催については、7地区、各1日1回という認識でよいですか。 | お見込みのとおりです。ただし、複数の地区を合わせて1か所で開催するなど、検討状況に応じて変更となる可能性があります。（他の2計画と同様に、3か所程度となる可能性が想定されます。） |
| 26 | 仕様書 5. 業務内容 【令和7年度】 (3) | 市民説明会の開催時期は、いつ頃を想定されていますか。 | ある程度方向性がまとまった段階での実施を想定しているため、令和7年度後半となる見込みですが、業務の進捗状況に応じて開催したいと考えています。 |
| 27 | 仕様書 5. 業務内容 【令和7年度】 (6) | パブリックコメントの実施時期は、いつ頃を想定されていますか。 | 令和8年1月頃を想定しています。 |

5. その他（各計画共通の質問）

| No. | 該当箇所 | 質 問 | 回答欄 |
|-----|------|--|---|
| 28 | — | 各計画策定にあたり、周辺自治体や県との連携について、現時点でのお考えがあればご教示ください。 | 現時点では周辺自治体や県との連携について特段の想定はありませんが、連携に関する企画提案を妨げるものではありません。 |